

平成25年度 教育委員会 第22回定例会 議案

1 日 時 平成26年 2月17日(月) 13時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第46号議案	静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則	1
第47号議案	静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則	5
第48号議案	静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正	21
第49号議案	静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正	43
第50号議案	静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則	46
第51号議案	平成26年度教育行政の基本方針の策定	52
<非> 第52号議案	教職員の懲戒処分	非
<非> 第58号議案	条件附採用教職員の正式採用の決定	非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第46号議案

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則を別紙のとおり
制定する。

平成26年2月17日提出

静岡県教育委員会教育長

<第46号議案 概要>

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

1 制定の理由

教育委員会の職務権限について、教育長へ委任又は教育長が専決する事務の見直しに伴い、その範囲を定めるため、規則を制定する。

2 内 容

- (1) 教育長へ委任する事務及び教育長に専決させる事
- (2) 制定に伴い、廃止する規則
静岡県教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則
静岡県教育委員会教育長専決規則

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育長に対して委任する事務等について定めることを目的とする。

(教育長への委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 法第27条の規定に基づく点検及び評価に関すること。
- (6) 法第29条の規定に基づき知事に意見を申し出ること。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第3項、第245条の6又は第245条の7第2項の規定に基づく、市町教育委員会に対する是正又は改善の要求、勧告又は指示に関すること。
- (8) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の名称及び敷地の決定又は変更に関すること。
- (9) 人事異動の基本方針に関すること。
- (10) 教育課程の基本方針に関すること。
- (11) 教科用図書採択の基本方針に関すること。
- (12) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (13) 法令又は条例に基づく委員の任命又は委嘱に関すること。
- (14) 規則に基づく表彰に関すること。
- (15) 文化財の保護に関すること。
- (16) 教育委員会の所管に属する公益信託に関する事務のうち、許可、認可及び承認に関すること。
- (17) 教育委員会が管理する行政文書の開示その他情報公開に関すること。
- (18) 教育委員会が保有する個人情報の保護等に関すること。
- (19) 教育職員免許状に関すること。
- (20) 訴訟についての処置の決定に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、他の法令又は条例において教育委員会が行うとされている事務のうち、教育長に委任することができないと認められる事務に関すること。

(権限の留保)

第3条 教育委員会は、前条の規定により教育長に委任した事務のうち、重要又は異例のものについては、同条の規定にかかわらず自らこれを行うことができる。

(臨時代理)

第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、同条に掲げる事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、非常災害その他やむを得ない事情により教育委員会の議決を経る時間的余裕がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し、承認を求めなければならない。

(教育長の専決)

第5条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。

(1) 第2条第2号に掲げる事務のうち軽易な改正に関すること。

(2) 第2条第4号に掲げる事務のうち、教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の役付職員(管理職手当に関する規則(昭和33年静岡県人事委員会規則7—36)第2条に規定する職員に限る。)以外の職員並びに校長以外の学校職員の任免その他の人事に関すること(懲戒処分に関するものを除く。)

(3) 第2条第15号から第21号までに掲げる事務に関すること。

2 教育長は、前項に掲げる事項の全部又は一部を教育次長、教育監、課長及び室長その他の職員に専決又は代決させることができる。

3 教育長は、専決した事項(前項の規定により専決又は代決させた事項を含む。)のうち、次に掲げるものについては、次の教育委員会に報告しなければならない。

(1) 第1項第1号に掲げるもの

(2) 第1項第3号に掲げるもののうち、第2条第15号(文化財保護条例(昭和43年静岡県条例第25号)に規定する文化財の指定に関することに限る。)及び第20号に関するもの

(3) 第1号及び前号に掲げるもののほか、重要又は異例であると教育長が認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(静岡県教育委員会教育長専決規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 静岡県教育委員会教育長専決規則(昭和30年静岡県教育委員会規則第2号)

(2) 教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則(昭和31年静岡県教育委員会規則第10号)

第 47 号議案

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 47 号議案 概要>

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

平成 26 年度教育委員会事務局組織改編等に伴い関係条文の整備を図る。

2 改正の内容

- (1) 学校教育課及び学校人事課を廃し、新たに義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課を設置すること等に伴う所要の改正を行う。
(第 3 条、第 4 条、第 36 条、第 37 条関係)
- (2) 学校教育に関する特命事項を処理する教育監を新設することに伴う所要の改正を行う。(第 9 条の 2 関係)
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成〇年×月△日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文 夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
(位置及び組織)	(位置及び組織)																						
第3条 (略)	第3条 (略)																						
2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。	2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>総務企画班、健康・安全班</td> </tr> <tr> <td>学校人事課</td> <td>小中学校校班、高校班、特別支援学校班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	(略)		学校教育課	総務企画班、健康・安全班	学校人事課	小中学校校班、高校班、特別支援学校班	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>企画・指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>総務企画班、指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画・指導班、人事班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	(略)		義務教育課	企画・指導班、人事班	高校教育課	総務企画班、指導班、人事班	特別支援教育課	企画・指導班、人事班	(略)	
課名	班名																						
(略)																							
学校教育課	総務企画班、健康・安全班																						
学校人事課	小中学校校班、高校班、特別支援学校班																						
(略)																							
課名	班名																						
(略)																							
義務教育課	企画・指導班、人事班																						
高校教育課	総務企画班、指導班、人事班																						
特別支援教育課	企画・指導班、人事班																						
(略)																							
3 (略)	3 教育総務課に健康安全教育室を附置する。																						
4 学校教育課に小中学校教育室、高校教育室、特別支援教育室及び高校再編整備室を附置する。	4 (略)																						
(所掌事務)	(所掌事務)																						
第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。	第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。																						
教育総務課	教育総務課																						
(1) (略)	(1) (略)																						
(2) 教育委員、教育長及び教育次長の秘書に関すること。	(2) 教育委員、教育長、教育次長及び教育監の秘書に関すること。																						
(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)																						

(9) 事務局及び教育機関の職員並びに県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件（学校人事課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(10)～(14) (略)

(15) 広報及び広聴に関すること。

(16)～(20) (略)

(21) 地震災害対策全般の連絡調整に関すること。

(22) 防災に関すること。

(23)～(25) (略)

(26) (略)

教育政策課

(1)～(5) (略)

(6)・(7) (略)

(8) 総合教育センターに関すること。（学校教育課及び社会教育課の所掌に属するものを除く。）

(9) (略)

財務課

(1)～(4) (略)

(5) 教育機関の施設及び設備（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(9) 事務局及び教育機関の職員並びに県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件（義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(10)～(14) (略)

(15) 教育委員会の広報及び広聴に関すること。

(16)～(20) (略)

(21)～(23) (略)

(24) 事務局及び教育機関の危機管理に関すること。

(25) 学校安全、学校保健及び学校給食に関すること。

(26) 学校安全、学校保健及び学校給食に係る教職員の研修に関すること。

(27) 学校給食に関する施設及び設備に対する指導及び助成に関すること。

(28) (略)

教育政策課

(1)～(5) (略)

(6) 法第27条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(7)・(8) (略)

(9) 総合教育センターに関すること。（社会教育課の所掌に関するものを除く。）

(10) (略)

財務課

(1)～(4) (略)

(5) 埋蔵文化財センター及び教育機関（美術館を除く。）の施設及び設備（他課の所掌に

(6) 市町立学校の施設及び設備（学校教育課の所掌に属するものを除く。）に対する指導及び助成に関すること。

(7) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の新設準備（学校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

福利課

（略）

学校教育課

(1) 県立学校の設置、廃止、改善及び整備に関すること。

(2) 市町立の高等学校及び特別支援学校の設置並びに廃止の認可に関すること。

(3) 県立学校の生徒募集計画の策定に関すること。

(4) 県立学校の通学区域の指定に関すること。

(5) 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

(6) 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学校運営に関すること。

(7) 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択並びに教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。

(8) 小学校、中学校及び特別支援学校の教科用図書の無償給与に関すること。

(9) 静岡県教科用図書選定審議会に関すること。

(10) 県立の中学校、高等学校及び市町立の高等学校の入学者選抜に関すること。

(11) 県立の特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考に関すること。

属するものを除く。）に関すること。

(6) 市町立学校等の施設及び設備（教育総務課及び義務教育課の所掌に属するものを除く。）に対する指導及び助成に関すること。

福利課

（略）

義務教育課

(1) 小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(2) 県費負担教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(3) 県費負担教職員の研修（教育総務課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4) 県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件（教育総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5) 小学校、中学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(6) 小学校及び中学校の学校運営（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(7) 小学校及び中学校の教科用図書の採択（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(8) 小学校及び中学校の教科用図書の無償給与に関すること。

(9) 静岡県教科用図書選定審議会に関すること。

- (12) 公立の幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の就学に関すること。
- (13) 就学困難な児童生徒の就学奨励援助に関すること。
- (14) 県立学校の施設及び設備（財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (15) 市町立の小学校及び中学校（以下「市町立小中学校」という。）の設備に対する指導及び助成（財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (16) 公立の小学校及び中学校の特別支援教育並びに公立の特別支援学校に関すること。
- (17) 特別支援学級に関すること。
- (18) 人権教育（教育政策課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (19) 静岡県産業教育審議会に関すること。
- (20) 高校生集団宿泊訓練施設に関すること。
- (21) 部活動に関すること。
- (22) 学校に係る体育及び文化関係団体に関すること。
- (23) 学校体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。
- (24) 学校その他教育機関の環境衛生の管理指導に関すること。
- (25) 総合教育センターが行う学校の指導及び支援に関すること。
- (26) 特別支援教育の推進に係る条件整備に関すること。
- (27) 訪問教育の実施に関すること。
- (28) 静岡県就学指導委員会に関すること。
- (29) 教育事務所に関すること。（学校人事課の所掌に属するものを除く。）

学校人事課

- (1) 県立学校の教職員及び県費負担教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以

- (10) 小学校、中学校及び幼稚園の就学（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (11) 小学校及び中学校の組織編制及び管理（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (12) 小学校及び中学校の設備（財務課及び高校教育課の所掌に属するものを除く。）に対する指導及び助成に関すること。
- (13) 小学校及び中学校における就学困難な児童生徒の就学奨励援助（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 小学校及び中学校の読書活動（高校教育課の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。
- (15) 小学校、中学校及び幼稚園の特別支援教育（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (16) 教育職員の免許に関すること。
- (17) 教育事務所に関すること。
- (18) 県費負担教職員の人事評価に関すること。
- (19) 小学校及び中学校の指導力不足教員（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (20) 中学校に係る文化関係団体に関すること。

高校教育課

- (1) 高等学校及び県立の中学校の設置、廃止、改善及び整備に関すること。
- (2) 市町立の高等学校及び市町立の併設型中

- 下「指定都市」という。)の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 県立学校の教職員及び県費負担教職員の研修（指定都市の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (3) 県立学校の教職員及び県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件（教育総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (4) 教育職員の免許に関すること。
 - (5) 教職員の勤務成績の評定（人事評価）（指定都市の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (6) 教育事務所に関すること。（学校教育課の所掌に属するものを除く。）
 - (7) 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の組織編制及び管理に関すること。
 - (8) 公立の幼稚園及び市町立小中学校の設置並びに廃止に関すること。
 - (9) 指導力不足教員に関すること。

- 学校の設置及び廃止に関すること。
- (3) 高等学校及び県立の中学校の生徒募集計画の策定に関すること。
 - (4) 高等学校及び県立の中学校の通学区域の指定に関すること。
 - (5) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等（事務職員、学校栄養職員、運転手及び学校用務員をいう。以下同じ。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
 - (6) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の研修（教育総務課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (7) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の勤務時間その他の勤務条件（教育総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (8) 高等学校及び県立の中学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
 - (9) 高等学校及び県立の中学校の学校運営に関すること。
 - (10) 高等学校及び県立の中学校の教科用図書採択に関すること。
 - (11) 高等学校入学者選抜及び県立の中学校入学者選抜に関すること。
 - (12) 高等学校及び県立の中学校の組織編制及び管理に関すること。
 - (13) 高等学校及び県立の中学校の特別支援教育に関すること。
 - (14) 高等学校及び県立の中学校の就学の支援に関すること。
 - (15) 高等学校及び県立の中学校の読書活動の推進に関すること。
 - (16) 高等学校及び県立の中学校の施設及び設

備（財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(17) 静岡県産業教育審議会に関すること。

(18) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静岡県いじめ問題対策本部に関すること。

(19) 高校生集団宿泊訓練施設に関すること。

(20) 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の人事評価に関すること。

(21) 高等学校及び県立の中学校の指導力不足教員に関すること。

(22) 高等学校に係る文化関係団体に関すること。

特別支援教育課

(1) 特別支援学校の設置、廃止、改善及び整備に関すること。

(2) 市町立の特別支援学校の設置及び廃止に関すること。

(3) 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(4) 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の研修（教育総務課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5) 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の勤務時間その他の勤務条件（教育総務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(6) 特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

(7) 特別支援学校の学校運営に関すること。

(8) 特別支援学校の教科用図書の採択及び無償給与に関すること。

(9) 特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考に関すること。

社会教育課

- (1)～(5) (略)
- (6) 視聴覚教育 (学校教育課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (7)～(11) (略)
- (12) 読書活動の推進 (学校教育課の所掌に属するものを除く。) に関すること。

- (13)～(22) (略)

文化財保護課

- (1)～(7) (略)
- (8) 文化関係団体 (知事部局及び学校教育課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (9)～(11) (略)

スポーツ振興課

- (1)・(2) (略)

- (3) (略)

- (10) 特別支援学校への就学に関すること。
- (11) 静岡県就学支援委員会に関すること。
- (12) 特別支援学校の組織編制及び管理に関すること。
- (13) 特別支援学校の施設及び設備 (財務課の所掌に属するものを除く。) に対する指導に関すること。
- (14) 特別支援学校の児童生徒の就学奨励援助に関すること。
- (15) 特別支援学校の読書活動の推進に関すること。
- (16) 特別支援学校の教職員 (事務職員等を除く。) の人事評価に関すること。
- (17) 特別支援学校の指導力不足教員に関すること。

社会教育課

- (1)～(5) (略)
- (6) 視聴覚教育に関すること。

- (7)～(11) (略)
- (12) 読書活動の推進 (義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。) に関すること。

- (13)～(22) (略)

文化財保護課

- (1)～(7) (略)
- (8) 文化関係団体 (知事部局並びに義務教育課及び高校教育課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- (9)～(11) (略)

スポーツ振興課

- (1)・(2) (略)

- (3) 学校体育に関すること。
- (4) 学校体育に係る教職員の研修に関すること。
- (5) (略)

(4) 市町の社会教育施設に対する指導及び助成に関すること。

(5) (略)

(6) 静岡県スポーツ振興審議会に関すること。

(7)・(8) (略)

(9) 体育関係団体 (学校教育課の所掌に属するものを除く)に関すること。

(共通所掌事務)

第5条 課においては、前条に定める事務のほか、当該課の所掌に関し、それぞれ次の事務を掌る。

(1)～(4) (略)

(職及び職制)

第9条 (略)

第10条 (略)

第20条 (略)

2 局付主幹は、上司の命を受けて、教育長及び教育次長の特命事項を処理するとともに、所掌事務中特定事務を処理する。

第22条 本庁の必要と認める課に主席総括管理主事、主席主任人事管理主事、主席主任管理主事、主席人事管理主事、主席管理主事、主席総括指導主事、主席主任指導主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を置く。

2 主席総括管理主事、主席主任人事管理主事、主席主任管理主事、主席人事管理主事、主席管理主事、主席総括指導主事、主席主任指導主事、主席指導主事及び主席社会教育主事は、それぞれ上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

(6) 市町のスポーツ施設に対する支援に関すること。

(7) (略)

(8) 静岡県スポーツ推進審議会に関すること。

(9)・(10) (略)

(11) 体育関係団体に関すること。

(共通所掌事務)

第5条 課においては、前条に定める事務のほか、当該課の所掌に関し、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1)～(4) (略)

(職及び職制)

第9条 (略)

第9条の2 事務局に教育監を置く。

2 教育監は、上司の命を受けて、学校教育の重要施策に関する事務及び事業を総括管理する。

第10条 (略)

第20条 (略)

2 局付主幹は、上司の命を受けて、教育長、教育次長及び教育監の特命事項を処理するとともに、所掌事務中特定事務を処理する。

第22条 本庁の必要と認める課に主席総括人事管理主事、主席総括管理主事、主席主任人事管理主事、主席主任管理主事、主席人事管理主事、主席管理主事、主席総括指導主事、主席主任指導主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を置く。

2 主席総括人事管理主事、主席総括管理主事、主席主任人事管理主事、主席主任管理主事、主席人事管理主事、主席管理主事、主席総括指導主事、主席主任指導主事、主席指導主事及び主席社会教育主事は、それぞれ上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理す

第25条 (略)

- 2 局付主査は、上司の命を受けて、教育長及び教育次長の特命事項を処理するとともに、所掌事務中特定事項を処理する。

第27条 本庁の必要と認める課に総括管理主事、主任人事管理主事、主任管理主事、人事管理主事、管理主事、総括指導主事、主任指導主事、指導主事、社会教育主事及び学校保健技師を置く。

- 2 総括管理主事、主任人事管理主事、主任管理主事、人事管理主事及び管理主事は、上司の命を受けて、学校職員の人事及び学校管理に関する専門的な事務に従事する。

3～5 (略)

(職及び職務)

第29条 教育次長、事務局参事、課長、事務統括監、人事監、室長、課参事、課長補佐、班長、専門監、局付主幹、総括主幹、主席人事管理主事、主席管理主事、人事管理主事、主幹、管理主事、総務主査、経理主査、局付主査、主査、学校保健技師及び課付は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。

- 2 主席総括管理主事は総括管理主事を、主席主任人事管理主事は主任人事管理主事を、主席主任管理主事は主任管理主事を、主席総括指導主事は総括指導主事を、主席主任指導主事は主任指導主事を、主席指導主事は指導主事を、主席社会教育主事は社会教育主事をもって充てる。

3・4 (略)

る。

第25条 (略)

- 2 局付主査は、上司の命を受けて、教育長、教育次長及び教育監の特命事項を処理するとともに、所掌事務中特定事項を処理する。

第27条 本庁の必要と認める課に総括人事管理主事、総括管理主事、主任人事管理主事、主任管理主事、人事管理主事、管理主事、総括指導主事、主任指導主事、指導主事、社会教育主事及び学校保健技師を置く。

- 2 総括人事管理主事、総括管理主事、主任人事管理主事、主任管理主事、人事管理主事及び管理主事は、上司の命を受けて、学校職員の人事及び学校管理に関する専門的な事務に従事する。

3～5 (略)

(職及び職務)

第29条 教育次長、教育監、事務局参事、課長、事務統括監、人事監、室長、課参事、課長補佐、班長、専門監、局付主幹、総括主幹、主席人事管理主事、主席管理主事、人事管理主事、主幹、管理主事、総務主査、経理主査、局付主査、主査、学校保健技師及び課付は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。

- 2 主席総括人事管理主事は総括人事管理主事を、主席総括管理主事は総括管理主事を、主席主任人事管理主事は主任人事管理主事を、主席主任管理主事は主任管理主事を、主席総括指導主事は総括指導主事を、主席主任指導主事は主任指導主事を、主席指導主事は指導主事を、主席社会教育主事は社会教育主事をもって充てる。

3・4 (略)

第30条 第9条から第28条までに規定するもののほか、本庁に置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 専門員 上司の命を受け、分担事務を処理する。

(3) 副主任 上司の命を受け、分担事務に従事する。

(4)・(5) (略)

第31条 副主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

2 (略)

(所掌事務)

第34条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定都市の県費負担教職員の給与、旅費の支払及び補助金に関する事務等は、教育事務所が所掌する。

(内部組織)

第36条 前条の教育事務所に次の課を置く。

総務課

教職員課

2 (略)

(分掌事務)

第37条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本庁の学校教育課の所掌に属するものを除く。

総務課

(1) 儀式、典礼に関すること。

(2)～(6) (略)

(7) 市町立小中学校の補助金に関すること。

(8)～(10) (略)

(11) 市町立小中学校の県費負担の事務職員の研修に関すること。

第30条 第9条から第28条までに規定するもののほか、本庁に置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

第31条 主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

2 (略)

(所掌事務)

第34条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の県費負担教職員の給与、旅費の支払及び補助金に関する事務等は、教育事務所が所掌する。

(内部組織)

第36条 前条の教育事務所に次の課を置く。

総務課

地域支援課

2 (略)

(分掌事務)

第37条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本庁の教育総務課、義務教育課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。

総務課

(1) 儀式及び典礼に関すること。

(2)～(6) (略)

(7) 小学校及び中学校の補助金に関すること。

(8)～(10) (略)

(11) 小学校及び中学校の県費負担の事務職員の研修に関すること。

(12) (略)

教職員課

- (1) 県費負担教職員の任免、分限、懲戒、職務その他の人事に関すること。
- (2) 市町教育委員会との連絡に関すること。
- (3) 県費負担教職員の研修（総務課の分掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 市町立小中学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- (5) 教育職員の免許に関すること。
- (6) 市町立の幼稚園及び市町立小中学校の設置並びに廃止に関すること。
- (7) 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (8) 表彰その他栄典に関すること。

(12) (略)

地域支援課

- (1) 小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- (2) 県費負担教職員の任免、分限、懲戒、職務その他の人事に関すること。
- (3) 県費負担教職員の研修（総務課の分掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (5) 小学校、中学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- (6) 小学校及び中学校の運営指導に関すること。
- (7) 小学校及び中学校の教科用図書の採択に関すること。
- (8) 小学校及び中学校の教科用図書の無償給与に関すること。
- (9) 障害のある児童及び生徒の就学についての判断並びに就学猶予及び免除者の指導に関すること。
- (10) 小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- (11) 小学校及び中学校の特別支援学級に関すること。
- (12) 教育職員の免許に関すること。
- (13) 市町教育委員会との連絡に関すること。
- (14) 表彰その他栄典に関すること。
- (15) 小学校及び中学校の学校体育、学校保健及び学校給食に関すること。
- (16) 小学校、中学校及び幼稚園の研究指導に関すること。
- (17) 小学校及び中学校の人権教育に関すること。

第44条 教育事務所の教職員課に主席総括管理主事を置く。その職務は、第22条第2項の規定による。

第47条 教育事務所の必要と認める課に総括管理主事、主任人事管理主事を置く。その職務は、第27条第2項の規定による。

(職及び職務)

第48条 所長、次長、課長、主席総括管理主事、総括管理主事、主任人事管理主事、人事管理主事、主幹、係長及び主査は、事務職員の中から命ずる。

2 (略)

第49条 第40条から第47条までに規定するもののほか、教育事務所に置くことができる職員の職は次のとおりとし、その職務は、第30条の規定による。

(1) (略)

(2) 副主任

(3) (略)

第50条 主任、副主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

(内部組織)

第55条 (略)

2 (略)

3 調査課に次の係を置く。

調査第一係

調査第二係

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担当事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担当事務	主管課

第44条 教育事務所の地域支援課に主席総括管理主事を置く。その職務は、第22条第2項の規定による。

第47条 教育事務所の必要と認める課に総括管理主事、主任管理主事及び管理主事を置く。その職務は、第27条第2項の規定による。

2 教育事務所の必要と認める課に総括指導主事、主任指導主事及び指導主事を置く。その職務は、第27条第3項の規定による。

(職及び職務)

第48条 所長、次長、課長、主席総括管理主事、総括管理主事、主任管理主事、管理主事、主幹、係長及び主査は、事務職員の中から命ずる。

2 (略)

第49条 第40条から第47条までに規定するもののほか、教育事務所に置くことができる職員の職は次のとおりとし、その職務は、第30条の規定による。

(1) (略)

(2) (略)

第50条 主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

(内部組織)

第55条 (略)

2 (略)

3 調査課に次の係を置く。

調査係

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担当事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担当事務	主管課

(略)			(略)		
静岡県産業 教育審議会	(略)	学校教育 課	静岡県産業 教育審議会	(略)	高校教育 課
			静岡県いじ め問題対策 連絡協議会	<u>いじめ防止対 策推進法（平 成25年法律第 71号）第14条 第1項の規定 によるいじめ の防止等に関 する事項の調 査審議及び教 育委員会に対 する建議に関 する事務</u>	
			静岡県いじ め問題対策 本部	<u>いじめ防止対 策推進法第14 条第3項の規 定による教育 委員会の諮問 に応じて、い じめの防止等 のための調査 研究等に関す る事務</u>	
静岡県教科 用図書選定 審議会	(略)		静岡県教科 用図書選定 審議会	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(静岡県教科用図書選定審議会規則の一部改正)
- 2 静岡県教科用図書選定審議会規則（昭和39年静岡県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、教育委員会 <u>学校教育</u> 課において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、教育委員会 <u>義務教育</u> 課において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県高等学校入学者選抜制度協議会の組織及び運営に関する規則の一部改正)

- 3 静岡県高等学校入学者選抜制度協議会の組織及び運営に関する規則(昭和52年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、教育委員会 <u>学校教育</u> 課において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、教育委員会 <u>高校教育</u> 課において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県就学指導委員会規則の一部改正)

- 4 静岡県就学指導委員会規則(昭和53年静岡県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、静岡県教育委員会学 校教育課において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、静岡県教育委員会特 別支援教育課において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 48 号議案

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 48 号議案 概要>

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

1 改正の理由

- ・ 平成 26 年度事務局組織改編に伴い、所要の改正を行う。
- ・ 政令指定都市の教職員に係る児童手当の認定事務を県から移譲することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

<別表第 1 (その 4) 総合教育センター専決事項>

- ・ 教育事務所に地域支援課を設置することに伴い、総合教育センターの東部支援班が廃止されるため、東部支援班という文言を削除する。

<別表第 2 本庁等(教育事務所を除く。)特定専決事項>

- ・ 学校教育課(健康安全班を除く。)、学校人事課が義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課へと改編されることに伴い、専決権を新しい課の区分へ改める。
- ・ 学校教育課(健康安全班)が教育総務課に附置する健康安全教育室へと改編されることに伴い、専決権を新しい課の区分へ改める。

ただし、学校教育課(健康安全班)の内、学校体育に関する業務はスポーツ振興課へと移管されるため、専決権を新しい課の区分へ改める。

<別表第 2 (その 2) 教育事務所特定専決事項>

- ・ 政令指定都市の教職員に係る児童手当の認定事務を県から移譲することに伴い、この項から政令指定都市の教職員を除く。
- ・ 教育事務所の「教職員課」を「地域支援課」へと改める。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

本 庁
各教育事務所
埋蔵文化財センター
各教育機関
各県立学校

静岡県教育委員会事務決裁規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年 月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文 夫

別表第1（その4）参事及び課長専決事項の欄1中「（あらかじめ所長が定める東部支援班内の職員を含む。以下この欄において同じ。）」を削る。

別表第2（その1）教育総務課の項課長専決事項の欄1中「教育事務所長」の次に「埋蔵文化財センター所長」を加え、同欄に次のように加える。

12 学校給食の開設、変更及び廃止の届出の受理

別表第2（その1）教育総務課の項室長専決事項の欄に次のように加える。

1 学校保健、学校安全及び学校給食に関する簡易な研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及び助言

別表第2（その1）学校教育課の項及び学校人事課の項を次のように改める。

義務教育課	1 教育職員 検定の合格者の決定及び人物等に関する証明書の発行	1 小学校及び中学校の教育職員採用試験の実施（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の教育職員を除く。） 2 教育職員免許状の授与の決定、交付、書換え又は再交付 3 教育職員免許法認		1 幼稚園、小学校、中学校教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言		総合教育センター 所長 1 情報教育に関する児童及び生徒実習の実施 2 教科教育に関する児童及び生徒実習の実施
-------	------------------------------------	--	--	--	--	--

		<p>定講習の実施並びに単位取得証明その他免許状に関する証明書及び許可証の交付</p> <p>4 特別支援学級、通級指導教室の教育課程等の編成の届出の受理</p>		
<p>高校教育課</p>	<p>1 県立学校授業料の減免の決定</p> <p>2 技能教育施設の指定及び廃止に関すること。</p>	<p>1 高等学校及び県立の中学校の教職員（教諭、主事相当以上の職員を除く。）並びに特別支援学校の事務職員等（主事相当以上の職員を除く。）の任免の決定</p> <p>2 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の引き続き1月以上にわたる特別休暇及び介護休暇についての指示及び承認</p> <p>3 高等学校及び県立の中学校の教職員</p>	<p>1 高等学校及び県立の中学校教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言</p> <p>2 高等学校及び県立の中学校の目的外使用の指示及び防災計画書等の届出の受理</p> <p>3 高校生集団宿泊訓練施設の利用の承認</p> <p>4 高等学校、県立の中学校における校外行事等の実施届の受理及び承認（スポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>5 高等学校</p>	<p>1 高等学校及び県立の中学校の教科書の発行されていない科目等で使用する教科用図書届出の受理及び揭示並びに副読本等の届出の受理</p> <p>2 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の勤務時間等の特例に関する指示及び届出の受理</p>

		<p>の教育に関する兼職(兼業)の許可</p> <p>4 高等学校及び県立の中学校の長に対する研修の承認</p> <p>5 高等学校の教育職員採用試験の実施</p> <p>6 高等学校及び県立の中学校の教育課程等の編成の届出の受理</p> <p>7 高等学校、県立の中学校の授業日の変更の届出の受理及び授業を停止した場合の報告の受理</p> <p>8 高等学校、県立の中学校における懲戒として退学処分を命じた生徒の報告の受理</p> <p>9 高等学校及び県立の中学校の長に対する海外出張の命令</p>		<p>及び県立の中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免の決定</p> <p>6 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の地方公務員の育児休業等に関する法律(育児休業法(平成30年法律第110号)第2条)に規定する育児休業に係る承認及び届出の受理</p> <p>7 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の履歴書の受理及び保管</p>	
特別支援教育課		<p>1 特別支援学校の教職員(教諭以上の職員及び事務職員等を除く。)</p>		<p>1 特別支援学校教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及</p>	<p>1 特別支援学校の教科書以外の教材の届出の受理及び承認</p>

- の任免の決定
- 2 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の引き続き1月以上にわたる特別休暇及び介護休暇についての指示及び承認
- 3 特別支援学校の教職員の教育に関する兼職（兼業）の許可
- 4 特別支援学校の長に対する研修の承認
- 5 特別支援学校の教育職員採用試験の実施
- 6 特別支援学校の長に対する海外出張の命令
- 7 特別支援学校の教育課程等の編成の届出の受理
- 8 特別支援学校の授業日の変更の届出の受理及び授業を停止した場合の報告の受理
- 9 特別支援

- び助言
- 2 特別支援学校の目的外使用の指示及び防災計画書等の届出の受理
- 3 特別支援学校における校外行事等の実施届の受理及び承認
- 4 特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免の決定
- 5 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の履歴書の受理及び保管
- 6 特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の地方公務員の育児休業等に関する法律（育児休業法（平成30年法律第110号）第2条）に規定する育児休業に係る承認及び届出の受理

- 2 特別支援学校の教職員の勤務時間等の特例に関する指示及び届出の受理

		学校における懲戒として退学処分を命じた生徒の報告の受理			
--	--	-----------------------------	--	--	--

別表第2（その1）スポーツ振興課の項を次のように改める。

スポーツ振興課		1 生涯スポーツ、競技スポーツ、国体競技方向上業務、学校体育に関する軽易な会議の開催並びに指導及び助言 2 スポーツイベントに関する会議の開催並びに指導及び助言		1 学校における校外行事等の実施届の受理及び承認（登山計画書に限る。）	
---------	--	---	--	-------------------------------------	--

別表第2（その2）福利課の項次長専決事項の欄1中「県費負担教職員」の次に「（指定都市の県費負担教職員を除く。）」を加え、「並びに支給」を削り、同欄に次のように加える。

2 県費負担教職員の児童手当の支給

別表第2（その2）学校教育課の項課長専決事項の欄中「（教職員課）」を「（地域支援課）」に改め、同項を義務教育課の項とする。

附 則

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

規程名 静岡県教育委員会事務決裁規程

改 正 前

別表第1 (その4) (第4条関係)
総合教育センター専決事項

所長専決事項	次長専決事項	参事及び課長専決事項	室・班長専決事項
(略)	(略)	1 課内の職員(あらかじめ所長が定める東部支援班内の職員を含む。以下この欄に同じ。)に対する時間外勤務の命令	(略)

別表第2 (その1) (第4条関係)
本庁等 (教育事務所を除く) 特定専決事項

課名	教育次長専決事項	課長専決事項	室長専決事項	班長専決事項	主幹等・主席管理主事等総務主査専決事項	埋蔵文化財センター所長及び教育機関の長専決事項
教育総務課		1 教育事務所長及び教育機関の長の特別休暇(引き続き5日を超えるものを除く。)の報告の受理 2 本庁職員の特別休暇(1月未満を除く。)の承認 3 職員(本庁職員を除く。)の引き続き1月以上にわたる特別休暇についての指示 4 職員に対す身分証明書及び職員記章の交付 5 教育委		1 職員の履歴書の受理及び保管 2 公印の調製、改刻等の届出の受理及び押印の承認 3 班の所掌事務に係る軽易な説明会、研究会等の開催 4 監査に関する資料収集	1 郵便物の各課への配布及び誤配郵便物の処理	

対 照 表

改 正 後

別表第1(その4)(第4条関係)
総合教育センター専決事項

所長専決事項	次長専決事項	参事及び課長専決事項	室・班長専決事項
(略)	(略)	1 課内の職員に対する時間外勤務の命令	(略)

別表第2(その1)(第4条関係)
本庁等(教育事務所を除く)特定専決事項

課名	教育次長専決事項	課長専決事項	室長専決事項	班長専決事項	主幹等・主席管理主事等総務主査専決事項	埋蔵文化財センター所長及び教育機関の長専決事項
教育総務課		1 教育事務所長、埋蔵文化財センター所長及び教育機関の長の特別休暇(引き続き5日を超えるものを除く。)の報告の受理 2 本庁職員の特別休暇(1月未満を除く。)の承認 3 職員(本庁職員を除く。)の引き続き1月以上にわたる特別休暇についての指示 4 職員に対する身分証明書及び職員	1 学校保健、学校安全及び学校給食に関する軽易な研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及び助言	1 職員の履歴書の受理及び保管 2 公印の調製、改刻等の届出の受理及び押印の承認 3 班の所掌事務に係る軽易な説明会、研究会等の開催 4 監査に関する資料収集	1 郵便物の各課への配布及び誤配郵便物の処理	

改 正 前

			員会表彰彰 に係る調査				
			6 高等学 校並びに 県立の中 学校及び 特別支援 学校の教 職員（教 諭、主事 相当以上 の職員を 除く。）の 適用給料 表及び職 務の級の 決定				
			7 高等学 校並びに 県立の中 学校及び 特別支援 学校の教 職員（教 諭、主事 相当以上 の職員を 除く。）の 初任給及 び次期昇 給期の決 定				
			8 法令審 査委員会 に対する 審査の付 議				
			9 教育に 関する公 益財団法 人、公益 社団法人、 公益信託 等の監督				
			10 監査に 関すること。				
			11 監査委 員事務局 との調整				

改 正 後

		<p>記章の交付</p> <p>5 教育委員会表彰に係る調査</p> <p>6 高等学校並びに県立の中学校及び特別支援学校の教職員（教諭、主事相当以上の職員を除く。）の適用給料及び職務の級の決定</p> <p>7 高等学校並びに県立の中学校及び特別支援学校の教職員（教諭、主事相当以上の職員を除く。）の初任給及び次期給の決定</p> <p>8 法令審査委員会に対する審査の付議</p> <p>9 教育に関する公益財団法人、公益社団法人、公益信託等の業務の監督</p> <p>10 監査に關すること。</p> <p>11 監査委員事務局との調整</p> <p>12 学校給食の開設、変</p>				
--	--	---	--	--	--	--

改 正 前

教育政策課～福利課 (略)

学校教育課

- 1 県立学校授業料減免の決定
- 2 技能教育施設の指定及び廃止に関すること。

- 1 学校給食の開設、変更及び廃止の届出の受理

- 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言
- 2 特別支援学級、通級指導教室、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教育課程等の編成の届出の受理
- 3 高等学校、県立の中学校及び特別支援学校の授業日の変更の届出の受理及び授業を停止した場合の報告の受理
- 4 高等学校、県立の中学校及び特別支援学校における懲戒として退学処分を命じた生徒の報告の受理
- 5 高等学校及び県立の中学校の目的外使用の

- 1 生徒の乗車船賃割引証の配分
- 2 県立の特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免の決定
- 3 学校体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する軽易な研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及び助言
- 4 学校給食用パン及び委託乳の委託加工工場の指定承認申請の受理
- 5 学校給食用物資の配分

- 1 高等学校及び県立の中学校の教科書の発行されていない科目等で使用する教科用図書の届出の受理及び揭示並びに副読本等の届出の受理
- 2 特別支援学校の教科書以外の教材の届出の受理及び承認

- 総合教育センター所長
- 1 情報教育に関する児童及び生徒実習の実施
- 2 教科教育に関する児童及び生徒実習の実施

改正後						
		更及び廃止 の届出の受 理				
教育政策課～福利課 (略)						
義務教育課	1 教育職 員検定の 合格者の 決定及び 人物等に 関する証 明書の発 行	1 小学校 及び中学 校の教育 職員採用 試験の実 施(地方自 治法(昭和 22年法律 第67号)第 252条の19 第1項の指 定都市(以 下「指定都 市」という 。)の教育 職員を除 く。) 2 教育職 員免許状 の授与の 決定、交付 、書換え又 は再交付 3 教育職 員免許法 認定講習 の実施並 びに単位 取得証明 その他免 許状に関 する証明 書及び許 可証の交 付 4 特別支 援学級、通 級指導教 室の教育 課程等の 編成の届 出の受理		1 幼稚園、 小学校、中 学校教育に 関する軽易 な研修会等 の開催並び に指導及び 助言		総合教育セ ンター所長 1 情報育 に関する 児童及び 生徒実習 の実施 2 教科教 育に関する 児童及 び生徒実 習の実施
高校教育課	1 県立学 校授業料 の減免の 決定 2 技能教 育施設の 指定及び 廃止に関 すること	1 高等学 校及び県 立の中学 校の教職 員(教諭、 主事相当 以上の職 員を除く。)並びに特		1 高等学校 及び県立の 中学校教育 に関する軽 易な研修会 等の開催並 びに指導及 び助言 2 高等学校	1 高等学 校及び県 立の中学 校の教科 書の発行 されてい ない科目 等で使用 する教科	

改正前

			<p>指示及び 防災計画 書等の届 出の受理</p> <p>6 高校生 集団宿泊 訓練施設 の利用の 承認</p> <p>7 高等学 校、県立の 中学校及 び特別支 援学校に おける校 外行事等 の実施届 の受理及 び承認</p>			
学校人事課	<p>1 教育職 員検定 の合格 者決定 並びに 人物等 に関する証明 書の発行</p>	<p>1 県立学 校の教職 員(教諭、 主事相当 以上の職 員を除く 。)の任免 の決定</p> <p>2 県立学 校の教職 員の引き 続き1月 以上にわ たる特別 休暇及び 介護休暇 について の指示及 び承認</p> <p>3 県立学 校の教職 員の教育 に関する 兼職(兼 業)の許 可</p> <p>4 県立学 校の長に 対する研 修の承認</p> <p>5 高等学 校の教育 職員採用 試験の実 施</p> <p>6 小学校 及び中学 校の教育</p>		<p>1 高等学 校及び県 立の中学 校の学校 医、学校 歯科医及 び学校薬 劑師の任 免の決定</p> <p>2 地方公 務員の育 児休業等 に関する 法律に規 定する育 児休業に 係る承認 及び届出 の受理</p> <p>3 高等学 校及び県 立の中学 校の教職 員並びに 県立の特 別支援学 校の事務 職員等の 履歴書の 受理及び 保管</p> <p>4 高等学 校及び県 立の中学 校の長に 対する海 外出張の 命令</p>	<p>1 高等学 校及び県 立の中学 校の教職 員並びに 県立の特 別支援学 校の事務 職員等の 勤務時間 等の特例 に関する 指示及び 届出の受 理</p> <p>2 県立の 特別支援 学校の教 職員の勤 務時間等 の特例に 関する指 示及び届 出の受理</p>	

改 正 後	
<p>別支援学校の事務職員等(主事相当以上の職員を除く。)の任免の決定</p> <p>2 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の引き続き1月以上にわたる特別休暇及び介護休暇についての指示及び承認</p> <p>3 高等学校及び県立の中学校の教職員の教育に関する兼職(兼業)の許可</p> <p>4 高等学校及び県立の中学校の長に対する研修の承認</p> <p>5 高等学校の教育職員採用試験の実施</p> <p>6 高等学校及び県立の中学校の教育課程等の編成の届出の受理</p> <p>7 高等学校、県立の中学校の授業日の変更の届出の受理及</p>	<p>及び県立の中学校の目的外使用の指示及び防災計画書等の届出の受理</p> <p>3 高校生集団宿泊訓練施設の利用の承認</p> <p>4 高等学校、県立の中学校における校外行事等の実施届の受理及び承認(スポーツ振興課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>5 高等学校及び県立の中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免の決定</p> <p>6 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の地方公務員の育児休業等に関する法律(育児休業法(平成3年法律第110号)第2条)に規定する育児休業に係る承認及び届出の受理</p> <p>7 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに県立の特別支援学校の事務職員等の履歴書の</p> <p>用図書の届出の受理及び掲示並びに副読本等の届出の受理</p> <p>2 高等学校及び県立の中学校の教職員並びに特別支援学校の事務職員等の勤務時間等の特例に関する指示及び届出の受理</p>

改 正 前

			<p>職員採用試験の実施（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の教育職員を除く。）</p> <p>7 特別支援学校の教育職員採用試験の実施</p> <p>8 教育職員免許状の授与の決定、交付、書換え又は再交付</p> <p>9 教育職員免許法認定講習の実施並びに単位取得証明その他免許状に関する証明書及び許可証の交付</p>		<p>5 県立の特別支援学校の教職員（事務職員等を除く。）の履歴書の受理及び保管</p>				

改 正 後					
		<p>び授業を停止した場合の報告の受理</p> <p>8 高等学校、県立の中学校における懲戒として退学処分を命じた生徒の報告の受理</p> <p>9 高等学校及び県立の中学校の長に対する海外出張の命令</p>		<p>受理及び保管</p>	
特別支援教育課		<p>1 特別支援学校の教職員(教諭以上の職員及び事務職員等を除く。)の任免の決定</p> <p>2 特別支援学校の教職員(事務職員等を除く。)の引き続き1月以上にわたる特別休暇及び介護休暇についての指示及び承認</p> <p>3 特別支援学校の教職員の教育に関する兼職(兼業)の許可</p> <p>4 特別支援学校の長に対する研修の承認</p> <p>5 特別支援学校の</p>		<p>1 特別支援学校教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言</p> <p>2 特別支援学校の目的外使用の指示及び防災計画書等の届出の受理</p> <p>3 特別支援学校における校外行事等の実施届の受理及び承認</p> <p>4 特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免の決定</p> <p>5 特別支援学校の教職員(事務職員等を除く。)の履歴書の受理及び保管</p> <p>6 特別支援学校の教職員(事務職員等を除く。)の地方</p>	<p>1 特別支援学校の教科書以外の教材の届出の受理及び承認</p> <p>2 特別支援学校の教職員の勤務時間等の特例に関する指示及び届出の受理</p>

改 正 前

社会教育課、文化財保護課（略）							
スポーツ振 興課		<p>1 生涯ス ポーツ、 競技スポ ーツ及び 国体競技 力向上業 務に関する 軽易な 会議の開 催並びに 指導及び 助言</p> <p>2 スポー ツイベン トに関する 会議の開 催並びに 指導及 び助言</p>					

改 正 後						
		<u>教育職員採用試験の実施</u> <u>6 特別支援学校の長に対する海外出張の命令</u> <u>7 特別支援学校の教育課程等の編成の届出の受理</u> <u>8 特別支援学校の授業日の変更の届出の受理及び授業を停止した場合の報告の受理</u> <u>9 特別支援学校における懲戒として退学処分を命じた生徒の報告の受理</u>		<u>公務員の育児休業等に関する法律（育児休業法（平成3年法律第110号）第2条）に規定する育児休業に係る承認及び届出の受理</u>		
社会教育課、文化財保護課（略）						
スポーツ振興課		<u>1 生涯スポーツ、競技スポーツ、国体競技力向上業務及び学校体育に関する軽易な会議の開催並びに指導及び助言</u> <u>2 スポーツイベントに関する会議の開催並びに指導及び助言</u>		<u>1 学校における校外行事等の実施届の受理及び承認（登山計画書に限る。）</u>		

改 正 前

別表第2（その2）（第4条関係）

教育事務所特定専決事項

課（室）名	所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
（略）			
福利課		1 県費負担教職員の児童手当の 受給資格及び額の認定並びに支 給	
学校教育課	1～6（略）		（教職員課） 1、2（略）

改 正 後

別表第2（その2）（第4条関係）

教育事務所特定専決事項

課（室）名	所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
（略）			
福利課		1 県費負担教職員（指定都市の県費負担教職員を除く。）の児童手当の受給資格及び額の認定 2 県費負担教職員の児童手当の支給	
義務教育課	1～6（略）		（地域支援課） 1、2（略）

第 49 号議案

静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正

静岡県教育委員会事務局処務規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 49 号議案 概要>

静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正

1 改正の理由

教育監の設置に伴い所要の改正を行う。

2 改正の内容

新たに職員となった者に係る服務の宣誓の規定に、教育監を追加する。

別表第 1

新たに職員となった者	上級の公務員
教育長、教育次長及び教育監	委員会
課長、教育事務所長、埋蔵文化財センター所長及び教育機関の長	教育長
本庁職員（課長を除く。）	教育次長
教育事務所職員（所長を除く。）	教育事務所長
埋蔵文化財センター職員（所長を除く。）	埋蔵文化財センター所長
教育機関の職員（所長を除く。）	教育機関の長

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各教育事務所
埋蔵文化財センター
各教育機関
各県立学校

静岡県教育委員会事務局処務規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文 夫

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
新たに職員となった者	上級の公務員	新たに職員となった者	上級の公務員
<u>教育長及び教育次長</u>	委員会	<u>教育長、教育次長及び教育監</u>	委員会
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第 50 号議案

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 50 号議案 概要>

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

1 改正の理由

静岡県教育委員会事務局等の組織改編に伴い、現行の静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（平成 21 年静岡県教育委員会規則第 6 号）の全部を改正する。

2 改正の内容

- (1) 組織の名称変更（第 2 条関係）
- (2) 分掌事務の整理（第 3 条関係）

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例（平成7年静岡県条例第33号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、静岡県総合教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（内部組織）

第2条 センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる室及び班を置く。

課名	室及び班名
総務企画課	総務班
	企画班
	情報管理班
	生涯学習推進室
専門支援課	研修班
	特別支援班
	教育相談班
総合支援課	小中学校班
	高校Ⅰ班
	高校Ⅱ班

（分掌事務）

第3条 前条に規定する課の分掌事務は次のとおりとする。ただし、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）第2条第2号に規定する本庁及び同条第3号に規定する教育事務所の所掌に属するものを除く。

総務企画課

- (1) 職員の人事及び服務に関すること。
- (2) 職員の給与及び旅費に関すること。
- (3) 職員の福利厚生及び保健に関すること。
- (4) 財産の管理に関すること。
- (5) 予算の経理その他会計事務に関すること。

- (6) センター内の連絡調整に関すること。
- (7) 研究、研修及び学校訪問の総括に関すること。
- (8) 静岡県総合教育センター協議会の運営に関すること。
- (9) センターが行う事業の広報に関すること。
- (10) 他の教育研究機関との連絡調整に関すること。
- (11) 教育の情報化の推進に関すること。
- (12) センター内ネットワークシステムの維持管理に関すること。
- (13) 生涯学習の推進に関すること。
- (14) センター内の図書室の管理運営に関すること。
- (15) 学校図書館の運営等についての研究、研修及び指導に関すること。
- (16) 教育資料の収集及び提供に関すること。
- (17) 他課の主管に属さないこと。

専門支援課

- (1) 教職員の経験段階に応じた資質能力の育成のための研究及び研修に関すること。
- (2) 学校組織マネジメントの研究、研修及び指導に関すること。
- (3) 教職員の資質向上のための研究、研修及び指導に関すること。
- (4) 特別支援学校における教科等の学習指導、生徒指導及び進路指導の研究、研修及び指導に関すること。
- (5) 特別支援学級における教科等の学習指導の研究及び研修に関すること。
- (6) 特別支援学校における教科用図書の調査及び研究に関すること。
- (7) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の推進に関すること。
- (8) 教育相談活動及び相談者への支援に関すること。
- (9) 教育相談の研究、研修及び指導に関すること。

総合支援課

- (1) 小学校及び中学校における教科等の学習指導、生徒指導及び進路指導の研究及び研修に関すること。
- (2) 幼稚園の教育課程、学習指導、園児に関する指導及び進路指導の研究及び研修に関すること。
- (3) 県立の中学校入学者選抜に関すること。
- (4) 高等学校における教科等の学習指導、生徒指導及び進路指導の研究、研修及び指導に関すること。
- (5) 高等学校及び県立の中学校における教科用図書の調査及び研究に関すること。
- (6) 公立の高等学校入学者選抜に関すること。

(室及び班の分掌)

第4条 室及び班の分掌事務並びに室員及び班員の担当事務は、所長が定める。

(職及び職制)

第5条 センターに所長を置く。

2. 所長は、上司の命を受けて、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第6条 センターに次長を置く。

2 次長は、上司の命を受けて、センターの事務を整理し、所長を補佐する。

第7条 センターに参事を置く。

2 参事は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理する。

第8条 センターの課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 センターの室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受けて、室の分掌事務を統括する。

第10条 センターの班に班長を置く。

2 班長は、上司の命を受けて、班の分掌事務を統括する。

第11条 センターの必要と認める課に主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受けて、分掌事務中特定事項を処理する。

第12条 センターの必要と認める課に主席総括指導主事、主席主任指導主事及び主席指導主事を置く。

2 主席総括指導主事、主席主任指導主事及び主席指導主事は、上司の命を受けて、分掌事務中特定事項を処理する。

第13条 センターの必要と認める課に総務主査、管理主査及び主査を置く。

2 総務主査、管理主査及び主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第14条 センターの必要と認める課に総括指導主事、主任指導主事及び指導主事を置く。

2 総括指導主事、主任指導主事及び指導主事は、上司の命を受けて、教育に関する専門的事項の研究、研修及び指導に関する事務に従事する。

(職及び職務)

第15条 所長、次長、参事、課長、室長、班長、主幹、総務主査、管理主査及び主査は、事務職員の中から命ずる。

2 主席総括指導主事は総括指導主事を、主席主任指導主事は主任指導主事を、主席指導主事は指導主事をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、研究、研修及び指導に関する課長、室長及び班長は、総括指導主事、主任指導主事又は指導主事をもって充てることができる。

第16条 第5条から第14条までに規定するもののほか、センターに置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

(1) 主 任 上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(2) 主 事 上司の命を受けて、事務に従事する。

(3) 実習助手 上司の命を受けて、実習に従事する。

第17条 主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

第18条 センターに、第5条から第14条まで及び第16条に規定するもののほか、必要に応じ臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(協議会)

第19条 センターの円滑な運営を図るため、静岡県総合教育センター協議会(以下「協議会」という。)を設

置する。

2 協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(利用)

第20条 センターで研修を受けることを命ぜられた者は、研修期間中、別に定める規程に従い、研修を受けるものとする。

2 センターが主催する研修以外の研修等で、センターの施設を利用しようとする場合（条例第4条の許可を受けた場合を除く。）は、当該研修会等の主催者は、センターの利用について所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用制限)

第21条 所長は、前条第2項の承認を受けた研修に係る参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を禁じ、又は退所を命ずることができる。

(1) センターの所内規程に違反したとき、又は管理運営上支障があると認められるとき。

(2) センターの風紀若しくは秩序を乱し、又は設備を損傷するおそれのあるとき。

(所長の指示)

第22条 所長は、施設の管理運営上必要があるときは、その利用者に対し、必要な指示を与えることができる。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第 51 号議案

平成 26 年度教育行政の基本方針の策定

平成 26 年度教育行政の基本方針を別紙のとおり策定する。

平成 26 年 2 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

平成 26 年度 教育行政の基本方針

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本目標とした、静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」に基づき、ライフステージに応じ、家庭・学校・地域等、社会総がかりでの施策展開に努めており、平成 26 年 3 月に県教育振興基本計画第 2 期計画を策定いたしました。

本年度は、第 2 期計画の初年度にあたり、県教育委員会事務局の新たな組織体制の下で、幼児教育及び特別支援教育の充実や「命を守る教育」等の社会の要請に応える取組を推進するとともに、「確かな学力」の育成やいじめ問題の克服・体罰の根絶等、特に急務とされる課題に対応するため、以下の方針により施策を展開します。

1 一人一人の生涯にわたる学びを支える環境づくりの推進に向けて

- (1) 県民の読書活動を促進するとともに、世代間の交流の形成を図るなど、生涯学習の充実に向けた取組を推進します。
- (2) 自他の人権を大切にす態度や行動力を育む人権教育を推進するとともに、学校等における体罰や不祥事の根絶に取り組むなど、教職員の使命感や倫理観の涵養に努めます。
- (3) 教育に対する県民のニーズ等を的確に把握し、教育活動を広く県民に理解してもらうため、広報・広聴活動の充実を努めます。

2 学びの場の充実と円滑な接続を目指した施策の推進に向けて

- (1) 幼児期の教育の充実や家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園・保育所等と小学校の連携を進め、幼児教育や家庭教育を支援する仕組みづくりに努めるとともに、校種間及び関係機関との連携を強化して特別支援教育の充実を図ります。
- (2) 学校からいじめや暴力行為等をなくし、社会におけるモラルやマナーを身に付けた子どもの育成に努めるとともに、健康の保持増進や体力向上、食に関する指導の充実を図ります。
- (3) 「確かな学力」の育成を図るため、全国学力・学習状況調査の分析結果を生かした授業改善を推進するなど、教員の授業力の向上に努めます。

3 社会総がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて

- (1) 学校・家庭・地域の連携を強化するため、学校支援地域本部の設置や地域の実態に応じたコミュニティ・スクールの導入を促進するなど、地域に開かれた学校づくりに努めます。
- (2) NPOや企業等との連携・協働による外部人材を活用した教育活動の充実を努めるとともに、企業等に支援を求めながら、社会全体でキャリア教育を推進します。

4 文化財の保護・活用とスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて

- (1) 文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、富士山をはじめ、県民の歴史的・文化的資産である文化財の適切な保護に努めるとともに、公開・活用を推進します。
- (2) 東京で開催されるオリンピックに向けて、競技団体との連携を強化し、県民に夢を与えるトップアスリートを育成します。
- (3) 県民が多様な形でスポーツに関わることができるよう、スポーツ施設の充実やスポーツ交流の促進など、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。

5 現代社会が抱える様々な課題に対応した教育の推進に向けて

- (1) 授業におけるICT機器を活用した教員の指導力向上を図るとともに、情報活用能力を基盤として、児童生徒一人一人が情報を扱う上での責任感等を養う情報モラル教育を推進します。
- (2) 獲得した知識の活用や知識の体系化を推進するとともに、専門的知識・能力を持つ人材を学校に配置するなど、科学・技術に関する先進的な教育を推進します。
- (3) 子どもたちを災害や犯罪、交通事故やいじめの被害などから守るため、地域社会と連携して、「命を守る教育」を推進します。

重点施策と主要な取組

[新]は、新規事業

1 一人一人の生涯にわたる学びを支える環境づくりの推進に向けて

(1) 県民の読書活動を促進するとともに、世代間の交流の形成を図るなど、生涯学習の充実に向けた取組を推進します。

ア 「ふじのくにゆうゆうnet」の活用促進/イ しずおか県民カレッジ連携講座の充実/ウ 子どもと大人の読書活動の推進/エ 静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）の推進

(2) 自他の人権を大切にせる態度や行動力を育む人権教育を推進するとともに、学校等における体罰や不祥事の根絶に取り組むなど、教職員の使命感や倫理観の涵養に努めます。

ア 教職員人事評価制度の活用/イ 学校運営の改善に向けた取組の推進/ウ 教職員の健康管理の充実/エ メンタルヘルス対策/オ ライフプラン講習会の開催/カ クレーム対応の支援/キ 教職員の使命感や倫理観の涵養に向けた取組の推進/ク 教員採用選考試験の改善等/ケ 教職員の海外派遣の推進/コ 中堅教員の資質向上のための研修等の実施/サ 校内研修の充実に向けた支援/シ 教科指導の充実に向けた取組の検討等/ス 各学校における人権教育推進体制の充実/セ 教職員等の資質向上と指導力強化/ソ 人権教育のための指導方法等の研究の推進と成果の普及

(3) 教育に対する県民のニーズ等を的確に把握し、教育活動を広く県民に理解してもらうため、広報・広聴活動の充実を努めます。

ア 広報活動の充実/イ 広聴活動の充実/ウ 県の教育行政施策に関する意識アンケートの実施

2 学びの場の充実と円滑な接続を目指した施策の推進に向けて

(1) 幼児期の教育の充実や家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園・保育所等と小学校の連携を進め、幼児教育や家庭教育を支援する仕組みづくりに努めるとともに、校種間及び関係機関との連携を強化して特別支援教育の充実を図ります。

ア 「家庭の日」の啓発/イ 家庭教育ワークシートの活用促進/ウ 親が交流して家庭教育を学ぶ活動の啓発/エ 朝食摂取状況調査の実施/新オ 幼稚園・小学校等の教職員との合同研修の実施/新カ 幼児教育を支援する研修拠点機能の設置の検討/キ 多様な障害に応じた特別支援学校における教育課程の研究/ク 特別支援学校の整備/ケ 発達障害等のある生徒への支援/コ 特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援/サ 視覚障害乳幼児の発達支援

(2) 学校からいじめや暴力行為等をなくし、社会におけるモラルやマナーを身に付けた子どもの育成に努めるとともに、健康の保持増進や体力向上、食に関する指導の充実を図ります。

ア モンゴル国ドルノゴビ県高校生との相互交流/イ 司書教諭や学校図書館司書を対象とした研修の充実/新ウ 学校図書館の活用推進/エ 道徳教育の推進/オ 地域の自然や特色を生かした活動の推進/新カ 保育・介護体験実習、ボランティア活動の推進/新キ 生徒が自らきまりやマナーについて考え行動する取組の推進/ク 高校生の留学支援/ケ 子どもと大人の読書活動の推進【再掲】/コ 不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援/サ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用/新シ 栄養教諭の配置の促進/ス 養護教諭の育成と支援体制の充実/セ 「新体力テスト」や「体力アップコンテスト しずおか」の実施/ソ 学校体育（武道）の推進/タ しずおか型部活動の推進/チ 食育に関する研修の実施/ツ 学校給食メニューコンクール開催

(3) 「確かな学力」の育成を図るため、全国学力・学習状況調査の分析結果を生かした授業改善を推進するなど、教員の授業力の向上に努めます。

ア 「静岡県の授業づくり指針」の活用/イ ICT活用指導力の向上/ウ 国際理解教育・外国語教育の充実/エ 理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催/オ 中堅教員の資質向上のための研修等の実施【再掲】/カ 校内研修の充実に向けた支援【再掲】/キ 理数教育や職業教育等の一層の充実/新ク 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善の取組

3 社会給がかりで子どもたちを育む環境づくりの推進に向けて

(1) 学校・家庭・地域の連携を強化するため、学校支援地域本部の設置や地域の実態に応じたコミュニティ・スクールの導入を促進するなど、地域に開かれた学校づくりに努めます。

ア 学校運営協議会制度の導入に向けた取組への支援/イ 地域における通学合宿の推進/ウ 学校支援地域本部設置の推進/エ 放課後子ども教室の設置の推進/オ コミュニティ・スクール研究協議会の開催/カ コミュニティ・スクールの研究と成果の啓発

(2) NPOや企業等との連携・協働による外部人材を活用した教育活動の充実に努めるとともに、企業等に支援を求めながら、社会全体でキャリア教育を推進します。

ア 地域の自然や特色を生かした活動の推進【再掲】/イ キャリア教育の充実にに向けた支援/ウ 「ふじのくにゆうゆうnet」の活用促進【再掲】

4 文化財の保護・活用とスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて

(1) 文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、富士山をはじめ、県民の歴史的・文化的資産である文化財の適切な保護に努めるとともに、公開・活用を推進します。

ア 文化財の調査/イ 文化財の保存・修理や埋蔵文化財調査等への助成/ウ 文化財等救済の体制整備/エ 文化財クローズアップの実施/オ 民俗芸能フェスティバルの開催/カ 埋蔵文化財の公開の充実・出土文化財の適正な管理/キ 発掘体験講座等の開催/ク 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援

(2) 東京で開催されるオリンピックに向けて、競技団体との連携を強化し、県民に夢を与えるトップアスリートを育成します。

ア 生涯スポーツの推進/イ 競技力向上対策の推進/ウ 2020年東京オリンピックに向けた選手育成・強化

(3) 県民が多様な形でスポーツに関わることができるよう、スポーツ施設の充実やスポーツ交流の促進など、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。

ア 生涯スポーツの推進【再掲】/イ スポーツ施設の管理運営/ウ 青少年のスポーツ交流の推進

5 現代社会が抱える様々な課題に対応した教育の推進に向けて

(1) 授業におけるICT機器を活用した教員の指導力向上を図るとともに、情報活用能力を基盤として、児童生徒一人一人が情報を扱う上での責任感等を養う情報モラル教育を推進します。

ア ICT教育推進のための情報教育機器の整備/イ 情報ネットワークシステムの運用/ウ 教材等データベース化の推進/エ 学校と家庭の連携による教育・学習システムの構築/オ ICT活用指導力の向上【再掲】/カ 情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施/キ 「静岡県県のケータイ・スマホルール」の啓発

(2) 獲得した知識の活用や知識の体系化を推進するとともに、専門的知識・能力を持つ人材を学校に配置するなど、科学・技術に関する先進的な教育を推進します。

ア 「静岡県の授業づくり指針」の活用【再掲】/イ しずおか県民カレッジ連携講座の充実【再掲】/ウ 学校図書館の活用推進【再掲】/エ 県立高等学校におけるオーバードクター等の活用/オ 理数教育や職業教育等の一層の充実【再掲】/カ 理科専科教員の配置等/キ 理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催/ク 科学の甲子園ジュニア県予選大会の開催/ケ 県立高等学校への産業教育施設・設備の整備

(3) 子どもたちを災害や犯罪、交通事故やいじめの被害などから守るため、地域社会と連携して、「命を守る教育」を推進します。

ア 学校の危機管理体制の充実/イ 防災教育の推進/ウ 県立学校における教育環境の整備/エ 県立学校の外壁等落下防止/オ 県立学校等の大規模な吊り天井の落下防止/カ 緊急地震速報受信システムのモデル的整備/キ 学校における系統的・横断的な安全教育の推進/ク 防犯教育の推進/ケ 防災キャンプの推進/コ 学校の防災計画書の充実/サ 交通安全教育の推進

第22回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	教職員コンプライアンス委員会の開催結果	1
2	静岡県教育振興基本計画第2期計画（案）に対する パブリックコメントへの対応	4
3	平成25年中の児童生徒の交通事故発生状況	5
4	平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進協議会	6
5	平成26年度介護のための離職再採用制度における 再採用選考試験の結果について	7
6	三ヶ日青年の家の指定管理者引継の状況（中間報告）	8
	平成26年3月の主要行事予定	9
7	<非>教頭・主幹教諭の希望降任について	非

教職員コンプライアンス委員会の開催結果

(教育総務課)

1 開催日時 平成26年1月30日(木) 午前10時から午後11時30分

2 場所 本館4階 403会議室

3 委員名

静岡大学人文社会科学部法学科教授	日詰	一幸 (委員長)
聖隷三方原病院 臨床心理士	岡田	光夫
弁護士	橋本	裕子
株式会社大丸松坂屋百貨店 業務推進部長	鈴木	健一
静岡県公立高等学校PTA連絡協議会理事	新村	吉隆
静岡県PTA連絡協議会母親委員長	山田	樹理

4 議事

- (1) 懲戒処分の件数
- (2) 通報制度の運用状況
- (3) 不祥事根絶に向けた取組
- (4) パワー・ハラスメント防止指針策定について(案)
- (5) 静岡県の人権教育
- (6) その他

5 委員からの主な意見

(1) 懲戒処分の件数

・わいせつ事案について重い処分となっているので、教育委員会として重く見て対応していることはよくわかるが、それだけ重い処分をしてもなくなるという点はどのように考えているのか。個人の生活に入らないという立場も大事であるが、受けた生徒への被害は非常に大きいので家庭環境も含めて校長が指導することを期待する。

・私学の例であるが、携帯などで体罰をやっているところを写され、その動画が流されて初めて体罰があったことがわかるというのは少し理解できない。報告を聞くと今までも何回か見ていたという。言いにくいという状況がどこかにあるのか。

・懲戒処分の件数が増えることは一見悪いことではあるが、隠れていたことが発覚したということである。体罰についてもそうであるが、部活を強くするには当

たり前という風潮があった中でだんだん通報が増えてきてこれから意識が変わっていくということからすれば、数が多いといけないということではなく、やはりどんどん挙げていかないと変わっていかない。

(2) 通報制度の運用状況

・通報の内容はそれぞれあると思うが、処分まで至らないものがある。通報者と学校側の間で体罰に対する認識の違いがありこういう差がでているのか。認識の違いがあった場合は通報者と理解が図られているのか。

(3) 不祥事根絶に向けた取組

・小中学校と比較すると高校は、校内研修や管理職面談が未実施であるところが多い。

・研修等の回数を重ねていくことが大事であり、継続して続けることを期待する。前回の浜松江之島高校のピアサポートのような事例を紹介し、学校の特性に合わせた形の研修や、生徒と先生の間をみるような研修を取り入れてもいいと思う。・子どもが被害を受けずに楽しく学校生活を送ることが大切だと思っているので、そこを大事にしていきたい。

・相談実績のところをみると高校の相談件数が大幅に増えている傾向がある。潜在的にあった問題が相談員という制度を使って未然に防げることになるのでうまく活用してほしい。

・「信頼にこたえる」の事例集の追加事例は、分かりやすい事例でうまく書けていると思う。要望があるのならもっと増やしていただきたいし、「教育という職のすばらしさ」で良さを伝えていくことも取り締まるばかりでなく大事なことだと思った。

・高校では進学に目が向いており、多忙な中で研修を行わなければならないという状況やわいせつについてはストレートに言いにくいといったことを聞いたことがあるが、そういう中でも研修をやっているところとやっていないところがあり差を感じる。わいせつは親として一番心が痛むし、理解できない。

・制度として不祥事根絶の取組がいくつかあげられているので、有効に機能するように奨励していただきたい。

(4) パワー・ハラスメント防止指針策定について (案)

・パワー・ハラスメントについては、人権に係る問題がベースにあってその下にパワー・ハラスメントであったり、セクハラであったりアカデミック、モラルといったものがある。前段階のところでもっと大きな人権に関するものが入ってくるともう少しわかりやすいと思う。

・今回、特にパワー・ハラスメント防止指針を策定することで徹底していきたいということはいいいことだと思うが、策定後に何がパワー・ハラスメントにあたる

のかを教育していくことが必要である。セクハラについては、かなり取り組んでいるのでパワハラも同じレベルになるようにやる必要があると思う。

・勤労意欲を盛り上げるような接し方を含めた研修をやらないと徹底していかない。意識をだんだん変えていくということが一番大きなことである。

・学校は非常に忙しい。しかも進学という大きな目標を掲げて学校を運営していかなければならない中で、教職員一人ひとりの内面的な問題をどういったことで取り上げて、どういう形で検証を進めていけばいいのか、非常に大きな課題だと思う。うまく機能しないところの根っこのところにどんな課題を学校教育現場が抱えているのか。そういうことを教育委員会がきちっと把握することが重要である。

(5) 静岡県の人権教育

・人権教育は人権擁護委員や市町などでもやっている。連携をうまくしていけないといろいろなところで重複し、教師や学校の負担が増えているという印象を持っている。連携の中で実態を踏まえた上でやってくれたらと思う。

・不祥事を含めて人権という認識が一番トップにくると思うので、それとうまく研修やスケジュールも含めて連携させてくれればよりいいと思う。どうしてもパワハラというとパワハラだけに意識が向いてしまうが、なぜそれが必要なのかという部分が希薄になってしまうので、人権という大きな課題がある下にパワハラ、セクハラ、不祥事があるというところでうまく連携してくれればいいと思う。

・人権ということは重要なことで、学びの場と実践の場が相互に関係性を持ちながら取り組まれていくのはとても大事なことだと思う。だから研修を受けた中で実践に入っていくそういう相互の往復が大事になってくると思うのでうまく機能するように今後も進めていってほしい。

6 次回開催予定

平成 26 年 6 月頃 (予定)

静岡県教育振興基本計画第2期計画（案）に対する
パブリックコメントへの対応

（教育政策課）

1 趣旨

静岡県教育振興基本計画第2期計画（案）に寄せられたパブリックコメントへの対応について報告する。

2 パブリックコメントへの対応

別紙のとおり

平成25年中の児童生徒の交通事故発生状況

(学校教育課)

1 児童生徒の交通事故削減について

児童生徒の交通事故死傷者数については、平成22年に一時増加し、それ以降はやや減少したものの、約4,000人前後を推移してきた。そこで、県教育委員会は「有徳の人」づくりアクションプランにおいて、平成25年度までの児童生徒の交通事故死傷者数の削減目標を、「3,400人以下」として、関係機関と連携して取組を実施してきた。

その結果、平成25年中は、各学校種ともに大幅に減少し、全体数では、実数で432人、増減率では12.2%の減少を達成したところである。

しかしながら、目標である「3,400人以下」の値は達成できなかったため、今後も、学校や関係機関との連携をより一層密にし、効果的な研修会等を実施するなど、児童生徒の交通事故削減に向けた取組を推進して行く。

2 交通事故発生状況

	平成21年中	平成22年中	平成23年中	平成24年中	平成25年中
小学生	1,491(0)	1,534(1)	1,447(2)	1,423(1)	1,262(0)
増減率	-6.0%	2.8%	-6.0%	-1.7%	-12.8%
中学生	725(0)	834(0)	793(0)	777(0)	699(1)
増減率	-5.2%	13.1%	-5.2%	-2.1%	-11.2%
高校生	1,587(3)	1,823(1)	1,753(3)	1,766(1)	1,573(2)
増減率	-4.0%	12.9%	-4.0%	+0.7%	-12.3%
合計	3,803(3)	4,191(2)	3,993(5)	3,966(2)	3,534(3)
増減率	-5.0%	9.3%	-5.0%	-0.7%	-12.2%

3 今後の取組等

(1) 交通安全担当教員対象の研修会の実施

ア 小中学校

(7) 静東教育事務所管内 平成26年6月12日(木) 三島市民文化会館

(4) 静西教育事務所管内 平成26年6月26日(木) 県総合教育センター

イ 高等学校 平成26年5月28日(水) グランシップ

(2) 警察等の関係機関と連携した取組

ア 通学路安全推進事業(国委託事業)による通学路における安全確保

イ 学校警察連携制度による自転車安全指導カードの活用

ウ 各学校における交通安全教室の実施

エ 二輪車グッドマナー講習会の実施(高等学校)

オ 高校生交通安全地域連絡協議会の実施(高等学校)

等

平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進協議会

(学校教育課)

平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進協議会を開催したので下記のとおり報告する。

1 趣旨

保護者や地域住民等との協働による学校づくりの推進に資する現行の制度等(学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)、学校評議員制度、学校支援地域本部事業等)の活用方法や本県の実態を踏まえた導入の在り方について、行政説明や講話を行う。

2 参加者

市町教育委員会コミュニティ・スクール担当者 20人
静岡市コミュニティ・スクール担当者 1人

3 日時・会場

平成26年2月10日(月)13時30分～16時30分
県庁西館4階第一会議室

4 次第

(1) 挨拶 学校教育課小中学校教育室長 羽田明夫

(2) 行政説明

「地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等の活用」

文部科学省初等中等教育局参事官(学校運営支援担当)付学校運営支援
企画官 出口 寿久氏

(3) 講話

「地域とともにある学校づくり～コミュニティ・スクールの組織と運営～」

京都市教育委員会学校指導課首席指導主事 西 孝一郎氏

(4) ワークショップ「わが町のコミュニティ・スクールを描く」

「しずおか型コミュニティ・スクール」の提案 小中学校教育室担当
グループワーク

(5) 指導講評

京都市教育委員会学校指導課首席指導主事 西 孝一郎氏

文部科学省初等中等教育局参事官(学校運営支援担当)付学校運営支援
企画官 出口 寿久氏

5 今後の予定

協議会で出された意見を基に「しずおか型コミュニティ・スクール」の仕組みのよりよい在り方を検討し、学校運営協議会導入の積極的支援に努めたい。

報告事項5
(件名)

平成26年2月17日

平成26年度介護のための離職再採用制度における再採用
選考試験の結果について

(学校人事課)

1 趣旨

静岡県教育委員会介護のための離職・再採用に係る取扱要綱により、再採用を希望する者に介護の現状や教育に対する見識、意欲等を問う面接試験を実施した。

2 選考期日

平成26年1月15日(水)

3 試験内容

面接試験

4 志願者について

志願者 1人

離職理由 家族の介護のため、平成24年12月29日に離職。

再採用の理由 介護の必要がなくなったため再採用を希望した。

5 合否について

合格(1人)

採用日は平成26年4月1日。

(件 名)

三ヶ日青年の家指定管理者の引継の状況 (中間報告)

(社会教育課)

1 引継ぎの目的

現指定管理者が構築した安全管理体制を次期指定管理者に確実に継承させるため、6か月の期間を設け引継ぎを実施する。

2 引継確認方法

- (1) 引継記録簿による事後確認
- (2) 社会教育課職員の引継立会い
- (3) 外部専門家の指導助言 (大東文化大学スポーツ・健康科学部 中村正雄 教授)
- (4) 3者打合せ会の月 1 回開催

3 引継内容

実施月 (回数)	引継内容	引継ぎで生じた課題等	対応等
		○数字…外部専門家助言 □数字…引継上の課題	
10月 (1回)	・引継ぎの進め方確認	①職員移籍の確認	①職員個別に意向を確認
11月 (6回)	・施設運営の総括 ・安全対策(中村教授立会) ・消防との合同救助訓練 ・防災避難訓練	①マニュアルを機能させることが重要 ②想定外を減らす工夫が必要	①, ② マニュアルの見直し
12月 (5回)	・団体指導・主催事業 ・広報・勤務サービス ・食堂管理・機械操作 ・船舶陸揚げ作業 ・団体打合せ実演	②年度切替え時対応の確認 ③次期指定管理者新規雇用者の早期引継ぎ参加の配慮	①職員5人の移籍決定 ②, ③ 日程調整指示
1月 (5回)	・入所退所式 ・朝夕つどい ・陸上プログラム手順 ・陸上時緊急時対応訓練(中村教授立会)	③訓練実施の事例はリアリティを持って想定 ④所員間の相談しやすい環境の整備	③, ④ 次期指定管理者の計画に反映
2月 (3回) 2/17 現在	・海洋プログラム手順 ・海洋プログラム安全対策等各マニュアルの概要 ・船舶湖上移動 ・海洋プログラム指導	④引継参加人員の確保	④引継参加者シフト表受領

2 今後の予定

(1) 3月の引継ぎ

3月は、海洋プログラムの実技を中心に引継ぎが実施される。引続き、社会教育課職員が立会い、適切に引継ぎが行われるよう確認する。

(2) 安全対策委員会による確認

3月 18 日に安全対策委員会を開催し、次期指定管理者への引継状況を確認する。なお、当日は中村教授にも参加を依頼しており、引継立会いの報告及び陸上プログラム指導、緊急時対応のシミュレーションについて講評を受ける。

報告事項

平成 26 年 2 月 17 日

(件名)

平成 26 年 3 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
3 / 5 (水) 16:00~	◎教育委員会定例会 (3月第1回)	県庁西館7階教育委員会議室
3 / 14 (金) 16:00~	☆第3回 静岡県教育振興基本計画 策定プロジェクト推進本部会	県庁東館5階特別会議室
3 / 17 (月) 9:30~ ※終日の可能性有	◎教育委員会定例会 (3月第2回)	県庁西館7階教育委員会議室
3 / 18 (火) 10:00~12:00	○第2回 青少年教育施設等 安全対策委員会	三ヶ日青年の家

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ

<県議会の日程> 2月議会

開 会 : 2月21日(金)

委員会 : 2月24日(月) ※総合計画審議

質 問 : 2月27日(木)・28日(金)・

3月3日(月)・4日(火)・5日(水)・6日(木)

委員会 : 3月10日(月)・11日(火)・12日(水)・13日(木)

閉 会 : 3月19日(水)

【 会期 27日間 】